

仕 様 書

1 件名

携帯電話貸借業務（岡山県知事選挙）

2 目的

選挙時に本部と市内各投票所との連絡用等で使用するもの。

3 レンタル品・数量

携帯電話 141台

- (1) レンタルする携帯電話は、スマートフォンと呼ばれるタイプのもの。
- (2) レンタルする携帯電話は、通話機能及びウェブ機能が利用でき、サーバ証明書が「SHA-2」対応の機種であること。
- (3) レンタルする141台は同一の機種であることが望ましいが困難な場合は複数の機種でも構わない。
- (4) レンタルする携帯電話にはレンタル元が「LINE」アプリをあらかじめダウンロードし、各端末の電話番号に紐づいたLINEアカウントを作成しておくこと。

4 レンタル期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月31日（木）まで（31日間）

5 納品・引取りの方法

(1) 納品

納品日時 令和6年10月1日（火）午前

納品場所 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市選挙管理委員会事務局（岡山市役所本庁舎9階）

(2) 引取り

引取日時 令和6年10月31日（木）

引取場所 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市選挙管理委員会事務局（岡山市役所本庁舎9階）

※納品及び引取りは落札業者又は落札業者が手配した配送業者が行うこと。

6 契約プラン

1台あたりの通話料及びデータ通信料は定額制とし、その詳細は以下のとおりとする。

- (1) 通話料 国内通話について、レンタル期間を通じて通話時間に関わらず定額であること。国際通話は使用しない。
- (2) データ通信料 一か月あたりのデータ通信量の上限（上限値は最低1ギガバイト）までは定額とし、上限値に到達するまでは通信速度に制限がかからないこと。ただし、通信速度の保証は求めない。

7 支払方法

完了検査後一括支払い、請求書受理後30日以内支払い

8 その他

- (1) レンタルする携帯電話について、納品日までに電話番号の一覧を岡山市選挙管理委員会事務局にデータ(エクセル等で作成したもの)で提出すること。
- (2) 携帯電話は充電済みのものを納入すること。
- (3) 携帯電話は、個々の本体に電話番号の表示をし、充電器と一緒に納入すること。
- (4) 携帯電話は、整備不良のないよう十分点検し、特に携帯電話の着信音が消音モードになっていないよう注意すること。
- (5) できるだけ通信エリアの広い機種であること。
- (6) 納入する機器の種類ごとに、取扱説明書のデータ(PDF等)を提供すること。
- (7) 落札者は本体機器レンタル費用と通話通信プラン部分の費用について内訳書を提出すること。

9 担当者・問い合わせ先

岡山市北区大供一丁目1-1

岡山市選挙管理委員会事務局 担当者：松浦

電話：086-803-1545